

宍道湖の鹹度問題 (一)

小 牧 實 繁

太古に於て宍道湖が未だ大海の一部をなす内灣であつたか將又既に現今の情態に近い淡水湖となつて居たかは一朝にして決定し得べき問題ではない。此の問題に就いては嘗て島根縣史の編纂者野津左馬之助と出雲風土記考證の著者後藤藏四郎氏との間に可なり盛んな議論が戦はされた事があるが未だ何れへとも決定せられた譯でなく、且つ此等兩説に對する一般の批判も試みられて居らないのであるから尙先史地理的歴史地理的研究に俟つべき點が甚だ多いのである。余は大正十一年夏山陰道に研究旅行を試みて以來出雲の先史地理併びに歴史地理に多大の興味を感ずるに至つたのであるが、昨年秋十月三十日より十一月一日に至る三日間出雲玉造及び附近の上代出雲攻玉遺跡踏査の歸途八東郡講武村字名分の鵜灘貝塚を踏査するに及んで宍道湖

鹹度問題の考察に當つて一の暗示を得たのを感じ興味は再び油然として湧き起るのを覺えたが研究遅々として進捗せず今日に及んだのである。本論文に於いては太古に於ける宍道湖の鹹度問題に就いて從來如何なる程度に研究が進められ如何なる説が發表せられたかを見、其の内容を検討し、而る後自身の考へを述べ、尙將來如何なる點に研究の歩を進むべきかを暗示し以て同學の參考に供せんとするのである。蓋し問題の重要點に着眼し同學の士共同の研究を之れに集中する事は最も能率を増進する所以であると信ずるからである。

先づ順序として從來宍道湖の鹹度問題に就いて如何なる研究が發表せられたかを略叙し其の論說の内容を検討し批判するのが好都合である。野津氏の説は大體次の如くである。即ち國引

當時の北部出雲の地は今の宍道湖の水が西方杵築灣の水と相通じて一の水道をなして居つたものと思はれる、則ち北方一帯は美保崎より日御碕の端に至るまで一個の長き島が屏風を立たる如く北方に聯立したのは今尙眼前に見ゆる通りであつたらしく又水道の南の縁をなす汀線は今市町南方より古志にかけ之より妙見南部に通じたる一線を劃したものであらう事は出雲朝廷時代の史傳も亦之を證明して居る、其は風土記に此水道の南方鹽屋に大國主神の御子阿遲須積高日子命の哭き給ふより其處に高屋を作り高梯にて登降して命の心を慰めたから高岸といふとの記事がある、今は高西といつて居る、要するに今の女子師範學校附近の丘陵、高西、妙見山等は此水道の南部の汀線であつたものと思はれる今の宍道湖には、意字の水海、といふ名があるけれども之は水海となつてからの名である、則ち前にいふ水道が肥ノ川の土砂運搬作用によつて狭められ神門の平原が出来た頃からの名である此水道を命名して素尊水道と命じたい、素尊水

道の水は東西兩口にて日本海に通ずるからして鹹水であつた事疑ひない、出雲風土記編纂の時ですら嫁ヶ島(風土記蚊島)に螺子や海松を産する事を記して居る、螺子や海松の産する海は鹹水であることは申迄もない、次に又風土記の書き方を見るに日本海は大海と書し入海等は海と書し湖水は水海と書いて其區別が嚴然と立ててある、此等より推せば風土記編纂當時も未だ鹹水であつたことと思はれる、又風土記に今の中ノ海も宍道海も一樣に海と書たのも又參考とすべきである、玉作川來待川に年魚ありと書いたのも此魚は海より川へ上る者にて今日と状態を異にして居ることは明かである、此鹹水状態は神代の以前より風土記編纂時代まで存在したものである、又多藝志の小濱の名が武志に残つて居ることや大津船津の如く海岸に縁ある名をもつ地が此平原の中央にあることにより古代に於いて其處が海岸であつたと考へるのが至當である、今日の武志は上古の多藝志の名が一部に存して其名殘を留めたものである、例はかの國引

の條に見ゆる多久國の名が多久川多久社等に殘存すると同一である。と云ふのである。(註一)
之れに對して後藤藏四郎氏は、武志は必ずしも多藝志の小濱の邊と斷定する事は出来ない、若し其の想像の如くせば出雲大社はもと武志の邊にあつたと考へるか又は多藝志の小濱は今の杵築から武志までをいつたものと考へねばならぬ、後の場合には長二里許の濱となるから小濱ともいはれまい、多藝志の小濱と伊那佐の小濱も何處であつたか今ではわからない。と論せられた。(註二)

野津氏は之れに對して古事記大國主命國讓條に『於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍』云々とあつて今の出雲大社は多藝志の小濱に建てられたものであり而して一方大社の社傳古記を調べると大社は創立以來今の社地以外に移動のなかつたことも明白なる事實である故に上代の多藝志小濱なるものは今の杵築邊より東方武志に亘る北山區域山下の沿海地である、長さ二里許の濱を小濱といふは其の濱の廣さに付て下せる

名稱にて長さに付て謂へる稱ではない。とせられた。(註三)のに對して、後藤氏は、伊那佐の小濱も風土記に其名がなきのみならず今より七十年許前までは今の下ノ宮の關島より北には濱がなかつたといふ。と説かれた。(註四)

野津氏は之れに對して、今日見る因佐の濱の如き廣い濱はなかつたと思はれ又風土記には其の地名が見えないけれども風土記以前の記に記された多藝志之小濱伊那佐之小濱又紀に載せられた五十田狹之小汀の句に注意すべきである、此伊那佐の小濱なるものは今のいふ伊那佐の濱の東部山麓沿海地を謂へるものである、今より七十年許前までは今の下ノ宮の關島より北に濱がなかつたとは今日の伊那佐の濱をいへるにて古代の伊那佐の濱は今日の伊那佐の濱の東縁山下の地であつた、因那佐濱の所在を確める旁證は因佐神社である、嘗て移轉せられた事のない此社地も亦伊那佐の濱の一部である。とせられた。(註五)

尙、野津氏は記の品牟遲別皇子出雲大社參拜

の記事を引き、同記事中の長穗宮の位置に就いて記傳には『國人の説に云く垂仁天皇の皇子の大社に詣たまふとき天穗日命乃十五世來日田維命迎奉て肥川に黒檀橋をわたり檳榔の木を以て假宮を作り大御食奉れりその宮を長穗の新宮と云り其地を古は長穗邑と云しを之よりしてニヒミヤ村と云しを今は字音に新宮村と云て神門郡にありと云は、いかにあらむなほよく尋ねべし』と説けるは參考とすべく、新宮村は今は古志村の内にありて素尊水道の西南端にあり此邊が矢張り海であつたことを示して居る、陸續きならば船で追うたり逃れたりする必要もないであらう今の宍道湖にあたる入海を船で東へ行くことも出来るから必ずしも簸川郡の平原が切れて居たと見ねばならぬといふ程の事もないと謂はるるかも知れぬけれども長穗の新宮の位置が古志地方とされれば命の當時は急ぎ歸京の途にあるを以て素尊水道を船にて東方に向つて旅立たれたと解するが適當であらう。とせられ、(註六) 尙紀の一書讓國談判の條を引き、海に遊ばん爲

に高橋及び天鳥船を造らんとあるは天日隅宮の位置が一葦帶水の島であるからではあるまいか當時天日隅宮の位置は船や橋が必要であつたらしい。となし(註七)更に姓氏錄鳥取部連の條を引き、垂仁朝の頃は今の莊原村の一部なる高瀬山北西麓邊は素尊水道の入江であつた事明かである、即ち姓氏錄に所謂宇夜江は出雲風土記に、『先所號宇夜里者、宇夜都辯命其山峰天降坐之、即彼神之社至今猶坐此處故云宇夜里』とあるもので次の景行天皇朝に至り日本武尊の御名代となり健部と改名せられた地方である、垂仁の朝頃は此の宇夜の里は素尊水道の緣線に位したから宇夜江の名を以て呼ばれたのである。となし(註八)更に進んで、素尊水道の地理を察するに水道の延長凡そ十六里東は美保關より西杵築に及び南北の幅員今の簸川の平原に當る所は一里餘に達し水道中尤も狭き所は朝酌の促戸にて二丁に満たぬのである、潮沙の干満は著しかつたに相違なく其の朝酌の促戸渡りは尤も潮流激甚な所であつたと思はれる、國引時代を遠

く下りたる風土記時代でさへ水勢の激しい状を記して、駱駝風壓水衝或破壊等、とあるにても明かである、海深に就て推察するに水道南部は肥ノ川神門川の土砂運搬作用により此の水道を埋めるから水道南部の水深は杵築に沿ふ水深に比して淺かつたと推定するが正當であらう、今の天津の傍なる簸川の鐵橋架設工事の時一丈餘掘下げし底より祝部土器の破片出で今も今市女子師範學校に保存して居る、此れは當時殊更に土中に埋めたものではなくして河流のため自然に埋まつたものである事が地層によつて知られる天津は大港の意にて素尊水道唯一の繁昌港たる名残の記念名であるまいか、天津なる名は後世に附けられたりとも當時の簸川口は良港に利用せられたるは疑ないのである、とせられ(註九)更に斐伊川及び神門川の硫砂作用が素尊水道を埋めた事は肯定すべき事實と思はれるとなし旁證として、玉造の溫泉は出雲風土記編纂時代(天平五年頃)には安道湖の沿岸にあつたのである、風土記に『忌部神戶、郡家正西廿一里二百

六十歩、國造、神吉詞奏、參向朝廷時、御沐之忌里、故云忌部、即川邊出湯、出湯所在兼海陸、仍男女老少、或道路駱駝驛、或海中沚洲〔沼淵〕、日集成市、續紛燕〔樂〕とある、忌部神戶は今の東西忌部玉造湯町面白大谷寺を包含してをる、和名抄には忌部郷とあるもので『此川邊出湯』とは玉作川に沿へる玉造溫泉なることは明かで式にも玉造湯神社の名が見えてゐる、而して玉造溫泉湧出の場所は玉造町の範圍に限られて其位置の著しき變動はない、さるを風土記には、川邊出湯、出湯所在、兼海陸云々或海中沚洲、など記してあるを見れば天平時代の玉造溫泉は湖水に沿たる岸に湧出せしことは明かである、又今一の證は玉造溫泉場の西北丘陵に臨める岩礁ありて里人は今にも鷗岩(カゴ岩)とは出雲の方言鷗をカゴとよぶによる)と呼んでをる、此は湖水に臨める岩にて鷗の止るよりかくは呼んだとの傳説がある、以上述べた如く風土記編纂當時には湖水の水際にありて此玉造の町が凡そ千二百年後の今日にては湖岸より二十

町許の奥になつてをる故に、砂鐵も採取せざるが上に其上流地方に深山を控えざる玉造川は約千二百年の間に延長二十町面積四十町歩許の湯町附近の盆地を形成して其流砂作用の意外に大なることが認められる、其外また中の海沿岸能義郡方面の變遷を見るに彼の出雲風土記意宇郡の條に出でたる粟島は今は西伯郡彦名村の小丘と變じ砥神島は今の十神山にして陸地と接續し毘賣崎内濱（今安來神社地の字）等は風土記時代の海岸地であつたものが今は南山の山麓、然かも安來町の南方にさへ（安來町北方が中ノ海である變つてをる、殊に内濱は其地名が海岸たることを示す許りでなく此地下には多くの赤貝が棲息狀態のままに埋められてをる、次に風土記に見ゆる羽島は安來町の西方田圃中の小丘に變じてをる、其外赤江村には船の出入を意味する今津中津の地ありて中ノ海沿岸たることを示し意東村には波頭峯（筑陽神社の後方）などの地あるを見れば能義郡北部沿海地は千二百年弱の間に於て伯太川飯梨川の土砂運搬作用の爲め斯る

大なる陸地を形成した事が明かに知られるのである次に今より九十七年前に完成せし斐伊川の支流新川は關屋技師試補の調査によれば六十二年間に其流末に土砂流出の爲め陸地を造りしもの延長二十三町餘に及び一ヶ年平均二十二町餘づゝ伸長してをる、以上により又斐伊川神戸川を初め其他素尊水道に入る數多大小の河流が約二千年の長き年月に於て素尊水道を埋堆せしめたることは何人も疑なきことと信ずるのであるとせられた。（註十）

野津後藤兩氏の早い時期に於ける宍道湖沿岸の歴史地理に關する研究並びに意見の大體は先づ以上に紹介した。兩氏共未だ往年の意見を今尙保持して居られるや否や、直接兩氏に就いて確める機會を得なかつたが、兩氏共尙當時の考へを抱かれて居るのであらうと思ふ。野津氏の場合は、最近の編纂にかかる島根縣史に『天籟雜考』中の右の意見を引用收録して居られるのであるから、今尙同様の意見を抱いて居られるものと考へる。以下右の考へに對する批判、引

用せられた事實の内容檢討を試みる事とする。

野津氏は國引當時の北部出雲の地は今の宍道湖の水が西方杵築灣の水と相通じて一の水道をなして居つたものと思はれると考へられたが此れには何人も異論が無からう。但し此れは國引を傳説と考へての事で歴史時代の何時又は先史時代の何時の事と明確に決定しての事でない事は勿論である。即ち地質學上自然地理學上營て宍道湖が西方杵築灣と相通じて居た事は全く疑ひない事であるから傳説に於いて左様に語られ又之れを野津氏が事實と考へられても、吾人として何等之れに異論を挿む事は出来ないのである。

然しながら水道の南縁をなす汀線は今市町南方より古志にかけ之より妙見南部に通じた一線を劃したものであらう事は出雲朝廷時代の史傳も亦之を證明して居るとせられる野津氏の考へ方は如何であらうか、氏は風土記に見える高岸の地名傳説を以て史傳と考へられ而して高岸は今高西といつて居るとせられて居るが、此の地

名傳説を史傳と考へる事は如何かと思はれ、又假りに一步を譲つて之れを史傳とするも今の高西が高岸であるとするのは如何かと思はれる。更に一步を譲つて高西が高岸であるとするも、今の高西は高岸と呼ばれる様な地形の所ではない。従つて今の高西が當時の汀線に當つて居たと斷言する事は出来ない。要するに斯かる地名傳説は事實の證據として餘り鞏固なものとは云はれないのを知る。

野津氏が、要するに今の女子師範學校附近の丘陵、高西、妙見山等は此水道の南部の汀線であつたものと思はれる、と云はれたのは大體に於いて妥當の考へであるが、但高西の邊を汀線と考へる事は前述の理由で賛同し難く、又此等の地が南部の汀線であつたと云ふのは傳説としての國引時代に就いてであり地質學的時代の事實である事を考へなければならぬ。

次の野津氏は、素尊水道の水は東西兩口にて日本海に通ずるからして鹹水であつた事疑ひない、と云つて居られるけれども之れは大いに問

題とすべき事である。果して東西兩口にて日本海に通じて居たか或ひは西の方は既に砂嘴又は砂丘を戴く砂嘴の如きもので塞がれ唯細い水道の様なもので杵築海に通じて居たもので氏の考へられる如き妙見附近を南の汀線とする水道が直接に西方杵築海に通じて居たものではないかも知れないのである。勿論宍道陥落地溝帯の生成當初に於いて東西兩口に於いて日本海に通じて居た事は明かであるけれども氏の如く出雲風土記編纂時代に於いても左様であつたものの様に考へるのは餘りに地質的年代と歴史的年代との區別を無視するものではなからうか、出雲風土記編纂時代嫁ヶ島に螺子や海松を産した事は事實であり其れは附近の水が鹹水であつた證據ではあるにしても、水道が東西兩口に於いて日本海に通じて居た證據にはなり得ない、即ち西方は砂嘴又は砂丘を戴く砂嘴の如きもので塞がれて居ても（實際は細い水道で杵築海に通じて居たかも知れぬ）京口に於いて日本海に通じて居たならば鹹水は此の水面に入り來り水面は鹹

度を有し螺子や海松の成育を許した事明かであるからである。況や嫁ヶ島の位置は現今の宍道湖の東口に近く、風土記編纂時代弓ヶ濱が砂嘴として存在せず唯夜見島として存在するのみで中海の鹹度が更に今日より大であつた時代に於いては（尙斐伊川も宍道湖に入らなかつた）當時の日本海の一部であつた中海への出口に近き蚊島附近は鹹度相當に大で螺子海松の生活を許したと考へるならば、野津氏の、水道の兩口が日本海に通じて居たとする説は尙一考を加ふべきものである。

野津氏は出雲風土記に大海、海、水海の區別を嚴然と立てて居り宍道湖の部分を海と稱して居る事を全様一の證據として擧げて居られるけれども、之れも東西兩口が日本海に通じて居た證據にはならない。唯鹹度が今日よりも大であつたのを認むべきのみである。氏は又中ノ海も宍道海も一樣に海と書たのも參考とすべきであるとせられたけれども之れ又兩口が日本海に通じた證據にはならず、中ノ海と宍道湖とが中央

松江附近に於いて綴れた中海方面より灣入の一の内灣を形成して居た事の證據にしかならない又玉作川來待川に年魚ありと書いたのも何等異とすべきではない。水道の西口が細くとも又假りに西口が存在しなくとも年魚は大海から中ノ海の部、馬潟瀬戸の部を通過し宍道湖の部分に入り來り然る後玉造川來待川に溯上して來たのであらう。海より川に上る年魚が宍道湖（鹹水淡水に論なく）を通過したとて少しも差支はない。今日と状態を異にして居たかも知れないが其れが兩端開口説の根據とはならない。

野津氏は尙も、此鹹水状態は神代の以前より風土記編纂時代まで存在したものであるとなし西口が杵築海に通じて居た證據として、多藝志の小濱の名が武志に残つて居る事や大津船津等の如く海岸に縁ある地名が平原の中央に存在する事より古代に於いて其處が海岸であつたと考へるのが至當であると云はれたけれども之れも尙考ふべき問題である。即ち武志が多藝志の小濱の遺名であるにしても其の小濱は海岸ではな

くして砂丘背後の潟の沿岸かも知れず、又大津船津は水面に關係ある地名には相違ないが其れは海岸に縁ある名ではなくして却つて木津川に於ける木津の如く河岸の津である事よ。命ぜられた地名であるかも知れないのである。海岸に縁ある名とするのは獨斷の誹を免れない。従つて神戸平原の中央に武志の地名が遺存し又大津船津の地名が現存して居たとて此の部分が風土記編纂時代まで海岸で宍道湖が此の部分に於いて西杵築海に通じ其のため當時まで鹹水状態を有して居たと云へないのである。

尙伊那佐の小濱に關しては野津氏と後藤氏との間に色々意見の相違がある様であるが、之は今直接當面の問題と關係がないから之れに就いては今論及しない事にする。

次に野津氏は記の品牟遲別皇子出雲大社參拜の記事を引き同記事中の長穗宮の位置に言及し長穗宮は古志村と新宮村の附近にあつた如く考へ此の邊が當時矢張海であつた様に考へられて居るけれども、之れは必ずしも左様に考へる必

要はなく、之れを以て當時宍道湖が西に開口して居た證據とする事は出来ないのである。氏は『陸續きならば船で追うたり逃れたりする必要もないであらう』とし此の部分の海と考へられたが、海でなくとも川でも船で追うたり逃れたりする事が出来た筈である。(假りに傳説を信ずるとして問題とする) 此場合舊斐伊川が西の方へ流れ其の上で船の利用が行はれて居たと考へる事が不可能であらうか、一應考へて見る必要があると思ふ。若し此所が神門の低地で其の中を舊斐伊川が西流し、其の上に船の利用が行はれて居たと考へるならば、野津氏の議論は成立しない事となる。況や之れは傳説である。傳説であるから信ずる事が出来ぬと言ふ人があれば野津氏の説は其の面前では更に薄弱とならなければならぬ。

野津氏は又紀の一書讓國談判の條を引き『海に遊ばん爲に高橋及び天高船を造らんとあるは天日隅宮の位置が一葦帶水の島であるからではあるまいか、當時天日隅宮の位置は船や橋が必

要であつたらしい』とせられたが之れは砂洲若しくは砂丘背後の潟が狹水道を以て杵築海に通じて居たと考へる時最も自然的に解釋せられる所である。即ち此の記事は大社附近の砂洲若しくは砂丘背後に潟の存在を考へるのに好都合であるが宍道湖が西に開口して居たと考へるには不都合なものであつて野津氏の考へに對して有利な證據ではなく寧ろ反證となるのである。

次に野津氏は姓氏錄鳥取部連の條を引き宇夜江は今の莊原村の一部なる馬瀬山北西麓邊に當り垂仁朝の頃は素尊水道の縁線に位したから宇夜江の名を以て呼ばれたのであるとせられたが之れも甚だ大膽な議論である。江の地名を有するから其れが直ちに水道の縁線に位したと考へ得るや否やは尙一考を要する所であり、又假令其れが入江に面した所であつたにしても其の入江が直接西に開口する水道であつたか否かは容易に決定出来ぬ。否若し野津氏が考へられる如く宍道湖が北は北山山脈の南麓、南は今市妙見線を海岸線として杵築海に通ずる水道であつた

ならば、之れに入江は無い筈であり、若しあつたとするならば野津氏の所謂素尊水道には沖積地による海岸線の凹凸があつた譯で又た妙見より杵築に亘る沖積地たる砂嘴若しくは砂丘を戴く砂嘴があつたとも考へられる譯で、水道が直接西に開口して居たとは考へ得なくなるのである。此の點に於いて野津氏は地理上兩立すべからざる二つの事實を同時に認め明瞭な矛盾に陥つて居られるのである。

野津氏は更に進んで素尊水道の地理を察し、南北の幅員今の簸川の平原に當る所は一里餘に達したと考へて居られるが、其の開口附近の情態に就いては一言も言及して居られぬ。之れは甚だ物足りなく感ずる點であつて遺憾であるが氏は恐らく開口附近も簸川平原附近と同様の幅員を以て直接西に開口して居たものと考へて居られる如くである事、前後の文意より察せられる然し之れは大なる誤でなければならぬ。即ち現在に於ける自然地理的情態より察して杵築より妙見に至る一線附近には當時既に砂嘴が發達

して居たと考へなければならぬ。之れは越後國北蒲原郡、羽後國南秋田郡等の海岸に於いて石器時代既に海岸に少なくとも砂嘴が發達して居たと思はれる事。(註十一)から考へても是認せらるべき事であり(地盤の昇降運動は今暫く考へないとして)、丹後國石濱、加賀内灘村等に於ける例より考へると。(註十二)既に砂丘が發達して居たものとも考へられるのである。(全上地盤運動は暫く考へないとして)即ち此の海岸線には石器時代既に砂嘴若しくは砂丘を戴く砂嘴が發達して居たと考へられるのであつて、斯く考へる場合には、素尊水道が風土記編纂時代直接西日本海と相通じて居たとは如何にしても考へられないのである。

野津氏は更に、水道中尤も狹き所は朝酌の促戸にて二丁に満たぬのである、潮汐の干満は著しかつたに相違なく其の朝酌の促戸渡りは尤も潮流激甚な所であつたと思はれる、國引時代を遠く下りたる風土記時代でさへ水勢の激しい狀を記して、駭駭風壓水衝或破壊筈、とあるにて

も明かである、とせられたが之れは如何であらうか。潮汐の干満は著しかつたに相違ないと云はれるけれども、日本海沿岸では潮汐の干満は大體に於いて左程激くはないのである、夜見が濱が砂嘴として存在せず、僅かに夜見が島としてのみ存在し中海が大海に開いて居て狭少な朝酌促戸方面へ潮の迫る時又た反對に潮の落ちる時の事を思へば潮汐の干満は現在に於けるよりは大であつたらうが、元來潮汐干満の差の少ない日本海岸の事であるから朝酌促戸渡りに於いて潮流が然かく激甚であつたとは思へない氏が水勢の激しい狀を記せるものとせられ『駱駝風壓水衝或破壞釜』と云ふのは、後藤氏に従へば實際は『春秋入出大小雜魚臨時來湊釜邊駱駝風壓水衝或破壞釜』(出雲風土記考證一二〇頁)であつて水勢を形容したものではなく、魚群の進入進出を形容したもので、野津氏が之れより潮流の激甚なるを推測せられたとすれば誤りである。實際風土記には潮流の事には何等關説して居らぬのである。因み

に駱の字は駱とするのが正しいであらう。即ち駱は走る様、駝は勇ましく馬の行く様である。次に野津氏は大津は大港の意にて素尊水道唯一の繁昌港たる名殘の記念名であるまいか、大津なる名は後世に附けられたりとも當時の簀川口は良港に利用せられたるは疑ないのであるとせられ國引當時に於いて大津が素尊水道に臨む河口であつたと考へられて居るが、之れも國引を傳説と考へ地質時代若しくは先史時代の或る時期之が素尊水道に沿ふ河口であつたと云ひ得るに過ぎない。大津の名は恐らく後世の名であつて、命名當時に於いては大津は河口ではなく簀ノ川が丘陵地を出て平野に移る河流勾配の支點に當つたものと考ふべきであらう。次に野津氏は風土記を引き玉造の温泉は風土記編纂時代には宍道湖の沿岸に位したのであるとせられたが之れも尙考へなければならぬ。即ち氏の根據とせられる所は『即川邊出湯、出湯所在兼海陸、仍男女老少、或道路路驛、或海中洲、日集成市、繽紛燕樂』とある記事である

が、之の記事は後藤氏も考へられた如く。(註十三) 其の文字通りに解釋しなければならぬ譯のものではなく、温泉と海岸とが比較的近かつたと考へれば充分である。後藤氏は、海は湯町の八幡宮の前あたりまでであつたらうと思はれる温泉から十町以内にて於いて見える所であるからその海邊も温泉と共に遊び場の同一區域と見なされる、と考へられた。(註十三) 海は湯町の八幡宮の前あたりまでであつたと明確に定める事は不可能であるとしても温泉が穴道湖の沿岸にあつた、換言すれば海岸線近くにあつたと考へる事は自然地理學上地形上稍不自然である。之れに就いては尙後節に論ずる積りである。

野津氏は更に、天平時代の玉造温泉は湖水に沿たる岸に湧出せしことは明かである、となし鷗岩に關する傳説を以て又其の一證として居られるが、之れ亦尙考ふべき事である。鷗岩と云ふ名があるからとて直ちに鷗が止つたので鷗岩と云つたと考へる事は出来ない。若し他の事情が許すならば之れ亦一證となすべきであらうが

自然地理上の考へと一致しない場合には暫らく之れを一證として採用する事を躊躇しなければならぬ。尙氏は此所には湖水と云つて居られるが之れは前段よりの續きから考へれば海と考へられて居るものであらう、即ち前節には風土記編纂時代まで鹹水であつたと云つて居られるからである。

従つて以上述べた如く風土記編纂當時には湖水の水際にありて此玉造の町が凡そ千二百年後の今日にては湖岸より二十町許の奥になつてをる、故に砂鐵も採取せざるが上に其上流地方に深山を控えざる玉造川は約千二百年の間に延長二十町面積四十町歩許の湯町附近の盆地を形成して其流砂作用の意外に大なることが認められる、との結論は出て來ない譯である。

最後に野津氏は、斐伊川の支流新川は關屋技師試補の調査によれば六十二年間に其の流末に土砂流出の爲め陸地を造りしもの延長二十三町餘に及び壹ケ年平均二十二間餘づゝ伸長してをる、となし、能義郡北部沿海地が千二百年弱の

間に伯太川飯梨川の土砂運搬作用の爲め大なる陸地を形成したのが明かに知られると云ふ事實と併せ考へて、斐伊川神戸川を初め、其他素尊水道に入る數多大小の河流が約二千年の長き年月に於て素尊水道を埋堆せしめたることは何人も疑なきことと信するのである、とせられたが一ヶ年平均二十二間餘と云ふのは恒久的の標準にはならない。即ち宍道湖の湖底が比較的淺くなつた比較的最近に於ける三角洲の伸長を以て湖底が比較的深かつたと考へられる約二千年以前に於ける三角洲の發達の標準とする事は勿論不可である。即ち一ヶ年平均約二十二間と云ふ速度を以て約二千年以前以來三角洲が發達し湖水が埋没せられて來たとは考へられぬのである其れかと言つて約二千年以前には宍道湖が海で

神戸平原の部も海であつたと單純に考へるのも如何かと思はれる。即ち野津氏は約二千年以前は神戸平原の部分が海であつて其れから諸河川の堆積作用が初まり約二千年間に埋没せられた様に考へて居られるけれども、宍道陷落地溝の成生が約二千年以前の出來事であると決定せられない以上其の考へば獨斷である。即ち地溝帯が其れ以前に生成して居たとすれば其の部分に於ける埋堆作用は其れ以前即地溝成生の直後より行はれて居た筈で三角洲は約二千年以前よりも更に古くより發達して居たかも知れないのである。

要之野津氏の説には其の儘信じ難い點が多く又多少の獨斷もあつて嚴密な批判を加へなければならぬ所が多いのである。(未完)

バル氏造山問題概観